別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　東部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。

別表第四中「東部太平洋の海域」を「東部太平洋条約海域」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年六月四日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第八号の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「相続若しくは」を「相続又は」に改め、「又は船名若しくは船舶の総トン数の変更」及び「又は漁船法による漁船の登録の謄本若しくは船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。